会員事業者　各位(令和6年4月1日以前開業者用)

（一社）福井県トラック協会

**交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金のご案内**

福井県では、原油価格高騰の影響により経営に大きな影響が生じているトラック事業者に対し、燃料価格の高騰分の影響を緩和するため、以下の支援事業を開始します。つきましては、当協会が補助事業者となり各種手続きを執り行いますので、ご案内いたします。

**１　補助対象者（下記の事項をすべて満たすものとする。）**

（１）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条に規定する貨物自動車運送事

業を行い、福井県内に本社を置く者

（２）トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること

（３）申請時点において、県税および地方消費税の滞納がない者

（４）令和６年４月１日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者

**２　補助対象車両**

**令和６年４月1日時点で使用**し、**福井県内に使用の本拠の位置**があり、**有効な車検証の交付**を受け、一般・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車

　　※霊柩車、二輪車、被けん引車は除く。

　　※４月１日以降の登録年月日の車両は代替の場合のみ認めるが、４月１日以降に増車や減車した場合の車両については対象外とする。

**３　補助額　※車検証の自動車の種別、用途をご確認ください　白ナンバー対象外**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **1台当たり補助額** | **自動車の種別** | **用途** |
| 普通車 | 30,000円 | 普通 | 貨物・特種 |
| 小型車 | ８,000円 | 小型 | 貨物・特種 |
| 軽自動車 | 5,000円 | 軽自動車 | 貨物・特種 |

※営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等8ナンバー）については、

自動車検査証記録事項に記載されている「自動車の種別」（普通・小型・軽自動車）の区分に応じる。

**４　申請期間**

　　令和７年１月２０日（月）～２月７日（金）必着

**５　申請方法（下記書類をご準備ください）　※申請は当協会へ郵送または持参にてお願いします。**

　（１）交通事業者等への緊急支援事業（トラック）補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号）

（２）補助金対象車両の自動車検査証記録事項の写し（軽貨物は自動車検査証）

（３）対象車両一覧表（様式第２号）

（４）補助金の振込先口座の通帳の写し

（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）

（５）地方消費税の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」または「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことを証明するものかつ、２か月以内に発行されたもの）

（６）その他協会が必要と認める書類

　※（１）の様式第1号および（３）の様式第2号については当協会HPをご覧ください。

　　福井県トラック協会HP：<URL:https//www.fta.jp>

申請先：（一社）福井県トラック協会 補助金係　〒918-8115　福井県福井市別所町17-18-1

お問い合わせ先：☎ 0776-34-1713